

(1) 文化財保存活用地域計画の策定について

❖ 文化財保存活用地域計画とは

- ・平成30年度の文化財保護法の一部改正により、文化財保護法第183条の3に規定された法定計画。
- ・さいたま市の文化財保護に係る基本方針や取組を示したマスタープランであり、アクションプラン。

❖ 文化財保存活用地域計画の対象

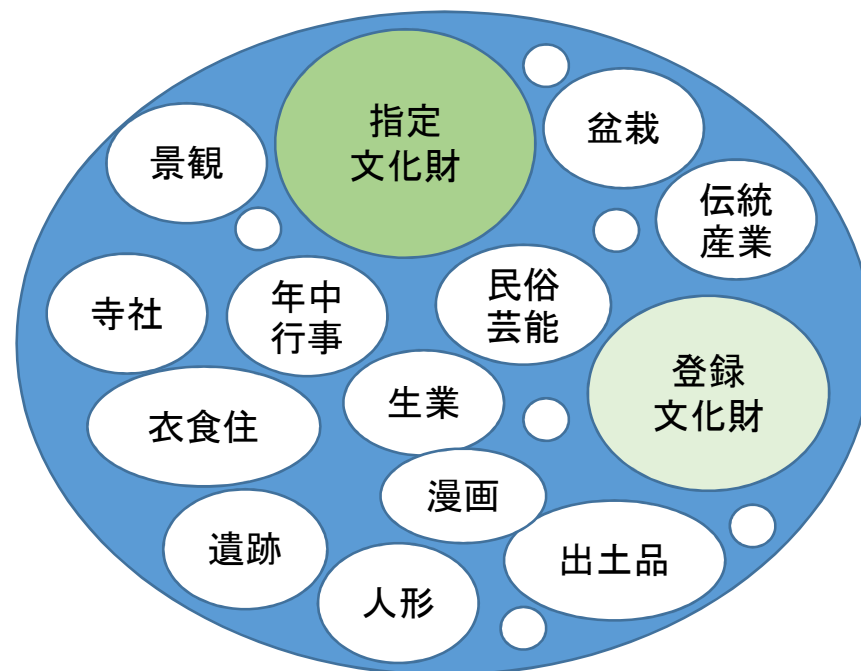
対象範囲……本市全域

対象……あらゆる文化財

(指定、登録の有無にかかわらず、人類の活動
によって生み出された有形・無形の文化的所産)

❖ 文化財保存活用地域計画の計画期間

令和6(2024)年度から令和12(2030)年度まで



◆文化財保存活用地域計画策定の背景

文化庁

- 総合的な保存・活用の推進
- 歴史的建造物を活用した地域活性化



「歴史文化基本構想」を提唱（H19）

文化財保護法の一部改正（H30）施行（H31）

都道府県は「文化財保存活用大綱」（法第183条の2）
市町村は「文化財保存活用地域計画」（法第183条の3）を規定

埼玉県

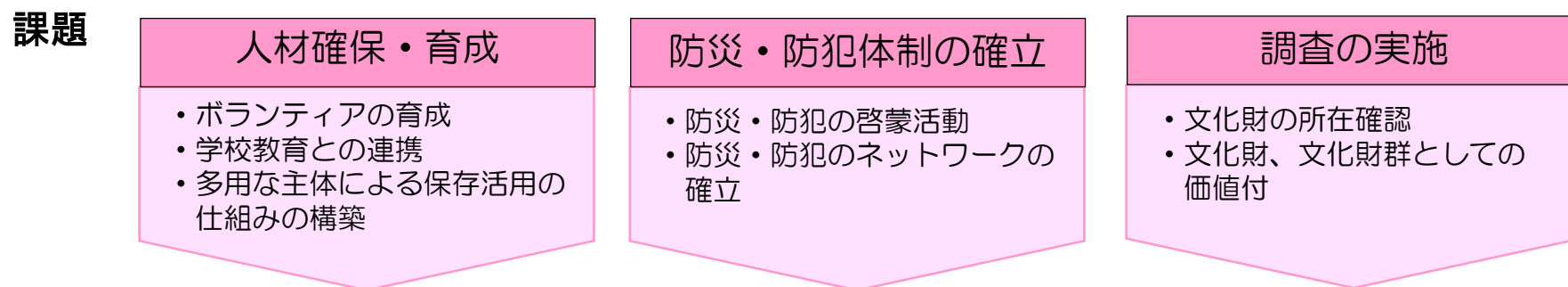
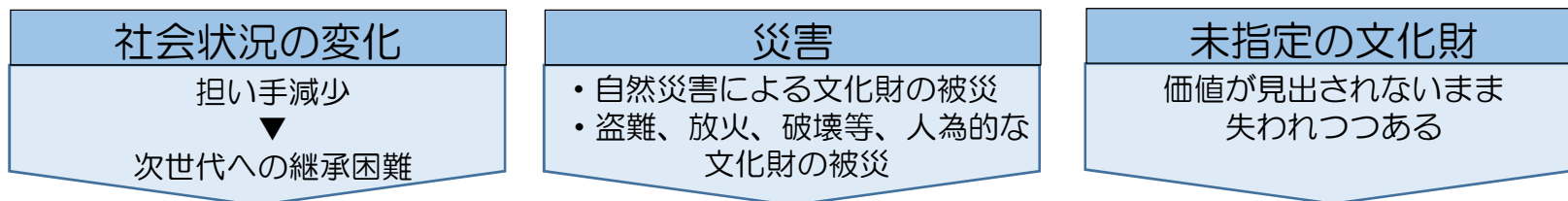
「埼玉県文化財保存活用大綱」を策定（R1）

さいたま市

「さいたま市文化財保存活用地域計画」の策定に着手（R3から）

◆文化財保存活用地域計画策定の目的 —さいたま市の現状と課題—

現状 令和3年4月現在 指定文化財527件（国指定10、県指定76、市指定441）
登録文化財13件



解決策



「さいたま市文化財保存活用地域計画」の策定

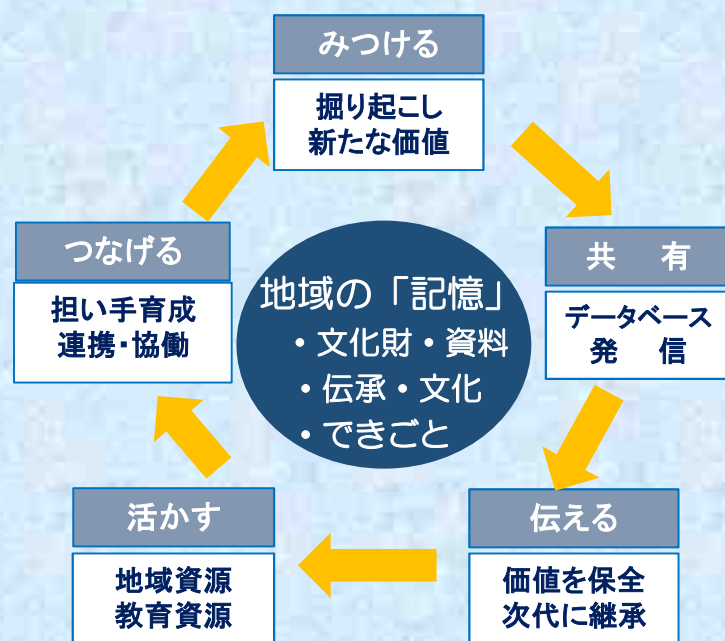
本市の特性に即した保存と活用のビジョン

- ・まちづくりや観光などの分野と連携した「ストーリー」設定による保存・活用プランの作成
- ・文化財保存の周期に基づく計画的修理の実施
- ・所有者をサポートする地域のしくみづくり

◆ストーリー設定について

保存活用地域計画が目指す 「活かし、つなげ、伝えるストーリー」

5つの要素が連鎖して、保存と活用の循環が生まれます



「ストーリー」で伝える さいたまの記憶

■コンセプト

地域の「記憶」を掘り起こしたぐり寄せ、さいたま市の歴史文化の特徴をあらわす「ストーリー」を織り上げます。

「ストーリー」のイメージ例

さいたまの歴史文化を育み、今も本市の活力を支えている交通。太古の黒曜石の交流から古代の官道、「鎌倉街道」や中山道、舟運、そして鉄道。時とともに移り変わるこれらの「みち」をたて糸とし、「みち」を行き交う人と物、それらが生み出したまちなどをよこ糸にして、本市の特徴ある文化財や歴史事象を「物語」に織り上げます。

こうして織り上げられた「物語」は、散在する文化財等を結び付け、それぞれの魅力を高めて、文化財を「活かし、つなげ、伝える」好循環を促進します。

◆ストーリー設定のイメージ

① 時で紡ぐさいたまの記憶

- 時代を通じて、あるいは、ある一時代を設定して、さいたまの記憶を紡ぎ、次の世代へと伝える「ストーリー」を織り上げます。
- 「ストーリー」としてパッケージ化した文化財群ごとに、保存・活用のプランを作成します。

今来

さいたま・街道を行く

原始から現代まで、さいたまのくらしと文化を育んだ水の道・陸の道。それらに関わる文化財群。



- ◆構成要素◆
 - 見沼通船堀
 - 荒川・芝川等の水運
 - 中山道、日光御成道
 - 鎌倉街道、一里塚
 - 国鉄、東武鉄道、武州鉄道など

縄文

縄文ウオーターフロント

かつて東京湾はさいたま湾だった!?
数多くの貝塚、世界にも知られる縄文遺跡と出土遺物群。



- ◆構成要素◆
 - 真福寺貝塚
 - 馬場小室山遺跡
 - 南鴻沼遺跡
 - 寿能泥炭層遺跡などの遺跡と出土品

そのほか・・・「天下人がやってきた」「中世人のいのり」「さいたま五町」など

② 舞台（エリア）で紡ぐさいたまの記憶

- エリアを設定して、さいたまの記憶を紡ぎ、次の世代へと伝える「ストーリー」を織り上げます。
- 「ストーリー」としてパッケージ化した文化財群ごとに、保存・活用のプランを作成します。

大

氷川の杜に抱かれて

有数の大社・氷川神社とその周辺を「舞台」に受け継がれた文化財群。



- ◆構成要素◆
氷川神社
氷川参道の並木
氷川神社東遺跡出土品
大宮公園
大宮宿 など

桜南西

田島ヶ原と荒川のめぐみ

荒川に育まれた、田島ヶ原サクラソウ自生地をはじめとする自然遺産と文化財群。



- ◆構成要素◆
田島ヶ原サクラソウ自生地
錦乃原桜草園
河岸場跡
古墳群
古代寺院跡 など

そのほか・・・「岩槻城と城下町」「見沼のほとりに」「蔵のまち与野」「鴻沼」など